

3. 7 25  
139

株主と互進とから自己の株権を所術し積極的の資本の攻勢を専らせんと人は全株主  
の利益を以て其の外に無い。そは吾々全労働者イコハであり、自明のことである。こ  
も不協具條的實踐的にはこの強固な團結は充分果されたい。即ち唯事に自動的の  
の團體に極限し他の株主への拡大と併に共同斗争は強と遂行されたい。このことは強固な  
統戦を以ての、ある階級に對して攻撃するものではない。最も初歩的の要求すらも完  
易に達成することとを要するものではない。全労働者部は其の諸氏は他の不平等を排し  
尾をたのむ。後者受済受と共同して資本に對し強固な交通を業労働者を振ひ立てしめ  
一巨源となつて資本の攻勢を打破しなげればならぬ。小數階級と力あるもの取りに否か  
れわつてなく全株主は身を以て自分自らの力に當らなければならぬ。産業別合同と甚  
礎として資本に對し徹底的に戦はん為に新聯合體實現の爲に過去三旬に至る苦闘を重  
んじ、未だの老若男女地方別を以てこの新聯合體の自動的の大會に對し、強固の意志を  
全労働者、各に抱く。徹底的の統一の爲に日本斗争を徹及し、存心されんことを期待して止まらぬ  
かあります。一切の不平等と不満をぶち撒き、強固の統一に努力し、この大會の名に於いて團結  
の精神を以て斗争の決意を表明し、自強を、國家團結の即時實現は合同の積極的の努力  
の中心とせよ。

全日本労働組合總聯合會 地方本部

労社第八二六號

昭和三年七月廿一日

警視總監 宮田光雄

内務大臣 望月圭介殿  
社會局長 官殿  
大阪神奈川兵庫各府縣知事殿

目黒蒲田電鉄従業員、紛争ニ關スル件 (第一報)

要旨  
本月十五日目黒蒲田電鉄荏原町駅。於て電車追突事件あり、五名ノ負傷者有  
ラ出シテ、原因調査、結果前車ノ異常並ニ後車運転手ニ過失アリト判明  
シ、会社ニ於テ兩名ノ解職ヲ勸告シ、之ヲ承認セリ。然ルニ自協會自蒲  
東後支部ニ於テハ、会社ノ欠點ニ不平ヲ唱ヘ、従業員大會等ヲ開催シ、復職運  
動継続中ナリ

